



山形県公報

平成18年7月7日(金)
第1756号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....(人 事 課)...1025  
山形県立農業大学の授業料等徴収条例施行規則.....(農政企画課)...1026

### 告 示

有害図書類の指定.....(女性青少年政策室)...1030  
障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更.....(庄内総合支庁福祉課)...1031  
介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第18条第2項第1号に規定する適格講習.....(長寿社会課)... 同  
平成18年1月県告示第17号(漁業災害補償法に基づく加入区の設定)の一部改正.....(経営安定対策課)...1032  
県営土地改良事業計画の決定.....(村山総合支庁農村計画課)... 同  
道路の区域の変更.....(庄内総合支庁建設総務課)... 同  
県道の供用の開始.....( 同 )... 同  
洪水予報を行う河川及び当該河川に係る浸水想定区域の指定.....(河川砂防課)...1033  
県証紙売りさばき人の指定.....(出 納 局)... 同  
県証紙売りさばき業務の廃止の届出.....( 同 )... 同

### 公 告

社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況.....(管 財 課)...1034  
大規模小売店舗の新設の届出.....(商業経済交流課)... 同  
平成19年度山形県立農業大学校入校者の募集.....(農政企画課)...1035

### そ の 他

平成18年度行政書士試験の実施.....(市町村課)...1036

## 規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年7月7日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第89号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年2月県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

(就業の場所から勤務場所への移動等)

第2条の4 条例第2条第2項第2号の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動は、次に掲げる移動とする。

(1) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動

(2) 次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動

イ 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第3条第1項の適用事業に係る就業の場所

ロ 国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)第1条第1項に規定する職員の勤務場所

ハ その他勤務場所並びにイ及びロに掲げる就業の場所に類するもの

2 条例第2条第2項第2号の規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合は、次に掲げる法令の規定に違反している場合とする。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条第1項

(2) 前号に掲げる法令の規定に類する法令の規定

3 条例第2条第2項第3号の規則で定める要件は、同号に掲げる移動が、単身赴任手当の支給を受ける地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第1項に規定する職員と均衡上必要があると認められる職員により行われるものであることとする。

第11条第1項中「(昭和42年法律第121号)」を削る。

第17条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、第21号を削る。

附則第4条各号列記以外の部分中「障害の等級」を「障害等級」に、「第29条第6項」を「第29条第8項」に改め、同条第1号及び第2号中「等級に該当する」を「障害等級に該当する」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

別記様式第21号福祉事業記録簿(裏)及び同様式の記入要領第2項第1号中「、在宅介護のための住宅」及び「、身体障害者用自動車」を削る。

#### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の第17条第1項各号の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行うべき事由が生じた福祉事業について適用し、施行日前に行うべき事由が生じた福祉事業については、なお従前の例による。

山形県立農業大学の授業料等徴収条例施行規則をここに公布する。

平成18年7月7日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第90号

山形県立農業大学の授業料等徴収条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県立農業大学の授業料等徴収条例(平成18年7月県条例第48号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委任)

第2条 条例第8条の規定による授業料及び入校料(以下「授業料等」という。)の全部若しくは一部の免除又はその徴収の猶予(以下「免除等」という。)に関する事務は、校長に委任する。

(授業料等の免除等の事由)

第3条 条例第8条の規定による授業料等の免除等は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。

(1) 経済的理由によって授業料等の納付が困難であり、かつ、成績優秀であると認められる者

(2) 学生本人又は当該学生の学費を主として負担している者の住宅、家財等の財産が災害により損害を受け、授業料等の納付が困難であると認められる者

(3) 山形県立農業大学条例施行規則(昭和58年2月県規則第8号)第11条の規定による休校の許可を受けた者

(4) その他やむを得ない事情があると認められる者

(授業料等の免除等の申請の手續)

第4条 条例第8条の規定により授業料等の免除等を受けようとする者は、知事が定める日まで(前条第3号に該当する場合を除く。)に、授業料等免除(徴収猶予)申請書(別記様式第1号)に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 前条第1号に規定する事由により授業料等の免除等を受けようとする者 経済状況調書(別記様式第2号)

所得に関する証明書、成績に関する証明書その他知事が必要と認める書類

- (2) 前条第2号に規定する事由により授業料等の免除等を受けようとする者 経済状況調書（別記様式第2号）  
所得に関する証明書、罹災証明書その他知事が必要と認める書類
  - (3) 前条第4号に規定する事由により授業料等の免除等を受けようとする者 知事が必要と認める書類
- 2 条例第8条の規定により授業料等の免除等を受けた者が同一の事由により引き続き期間に係る免除等を申請する場合は、知事が別に定めるところにより、前項各号の書類の提出を省略することができる。  
（免除等の取消し等）

第5条 条例第8条の規定により授業料の免除等を受けている者は、当該免除等を必要とする理由が消滅したときは、授業料免除（徴収猶予）理由消滅届（別記様式第3号）により、速やかに知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出に基づき授業料の免除等を取り消すことを決定したときは、当該免除等を受けている者に通知するものとする。
- 3 前項の場合において、免除等を取り消された期間に係る授業料は、一時に徴収するものとする。  
（虚偽申請等による免除等の取消し等）

第6条 知事は、条例第8条の規定により授業料等の免除等を受けている者が、虚偽の申請により当該免除等を受けたことが明らかとなった場合、前条第1項の規定による届出を怠った場合又は懲戒処分を受けた場合は、当該免除等の決定を取り消すものとする。

- 2 前項の場合において、免除等を取り消された期間に係る授業料等は、一時に徴収するものとする。  
（委任）

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が知事の承認を得て定めることができる。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）
- 2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。  
別表農業大学校長の項委任事項の欄に次の1項を加える。

2 山形県立農業大学校の授業料等徴収条例施行規則に基づく次の事項

（1）第2条の規定による次の事項

- イ 山形県立農業大学校の授業料等徴収条例第8条の規定による授業料及び入校料の全部若しくは一部の免除又はその徴収の猶予に関すること

別記  
様式第1号

年 月 日

山形県立農業大学校長 殿

山形県立農業大学校

学科 専攻コース 年

住 所

氏 名

印

授業料等免除(徴収猶予)申請書

下記の理由により授業料(入校料)を免除して(徴収猶予して)くださるよう山形県立農業大学校の授業料等徴収条例施行規則第4条第1項の規定により申請します。

記

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 免除(徴収猶予)を受けようとする期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 免除(徴収猶予)を受けようとする理由 |               |

様式第 2 号

経 済 状 況 調 査 書

年 月 日現在

|           |    |         |       |     |         |   |           |
|-----------|----|---------|-------|-----|---------|---|-----------|
| 学 生       | 氏名 | 印       | 学 科 名 | 科   | 奨学金の有 無 | 有 | (年額<br>円) |
|           | 住所 | 専攻コース   |       | 学 年 |         | 年 |           |
|           |    | 氏名      | 印     |     | 続 柄     |   | 生活保護の有 無  |
| 学 費 負 担 者 | 住所 | 電 話 番 号 |       |     |         |   |           |

| 氏 名               | 本人との続柄                       | 年 齢 | 勤 務 先 ・ 学 校 名 | 在 職 期 間 ・ 学 年 | 同 居 別 居 の 別  | 前年の収入額 及び所得額 |         | 備 考 |
|-------------------|------------------------------|-----|---------------|---------------|--------------|--------------|---------|-----|
|                   |                              |     |               |               |              | 収入 (千円)      | 所得 (千円) |     |
|                   |                              |     |               |               | 同・別          |              |         |     |
|                   |                              |     |               |               | 同・別          |              |         |     |
|                   |                              |     |               |               | 同・別          |              |         |     |
|                   |                              |     |               |               | 同・別          |              |         |     |
|                   |                              |     |               |               | 同・別          |              |         |     |
|                   |                              |     |               |               | 同・別          |              |         |     |
|                   |                              |     |               |               | 同・別          |              |         |     |
| A 事業・農業所得         |                              |     | B 給与所得等       |               | C その他の所得     |              |         |     |
| 事業内容              |                              |     | 給 与           | 千円            | その他の職業による収入  |              | 千円      |     |
|                   |                              |     | 賞 与           | 千円            | ( )          |              |         |     |
|                   |                              |     | 年 金           | 千円            | 所得金額         |              | 千円      |     |
|                   |                              |     | 恩 給           | 千円            | その他の雑収入      |              |         |     |
|                   |                              |     | その他           | 千円            | 利子・配当        |              | 千円      |     |
|                   |                              |     |               |               | 家賃・地代        |              | 千円      |     |
|                   |                              |     |               |               | その他収入(アルバイト) |              | 千円      |     |
|                   |                              |     |               |               | ( )          |              |         |     |
| 年 間 所 得           | 収入金額                         | 千円  | 収入金額          | 千円            | 所得金額         |              | 千円      |     |
|                   | 必要経費                         | 千円  | 必要経費          | 千円            |              |              |         |     |
|                   | 所得金額                         | 千円  | 所得金額          | 千円            |              |              |         |     |
|                   | 所得金額総計 ( A + B + C + 奨学金 ) D |     |               |               | 千円           | 判 定          |         |     |
|                   | ( D - 特別控除額 ) E              |     |               |               | 千円           | 全 額 免 除      |         |     |
| 収入基準額 ( 全額・半額 ) F |                              |     |               | 千円            | 半 額 免 除      |              |         |     |
| 差し引き ( E - F )    |                              |     |               | 千円            | 不 承 認        |              |         |     |

- (注) 1 「学費負担者」欄は、学生の学費を主として負担している者が記載してください。  
 2 「家族状況」欄は、学生と生計を一にする者について記載してください。  
 3 二重線で囲まれた枠内は、学校で記入するので記入しないでください。  
 4 「前年の収入額及び所得額」を証明する書類を添付してください。

様式第3号

年 月 日

山形県立農業大学校長 殿

山形県立農業大学校

学科 専攻コース 年

住 所

氏 名 印

授業料免除（徴収猶予）理由消滅届

下記により免除（徴収猶予）の決定を受けました授業料については、その免除（徴収猶予）の理由が 年 月 日消滅したので、山形県立農業大学校の授業料等徴収条例施行規則第5条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 免除（徴収猶予）決定通知番号及び決定通知年月日
- 2 免除（徴収猶予）を必要とする理由が消滅した理由

告 示

山形県告示第713号

山形県青少年保護条例（昭和54年3月県条例第13号）第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成18年7月7日

山形県知事 齋 藤 弘

（ 図 書 ）

| 指定番号 | 題 名                      | 図書コード        | 発行所等       | 指定の理由                               |
|------|--------------------------|--------------|------------|-------------------------------------|
| 8440 | Young Love Comic aya 7月号 | 18815 - 07   | (株)宙出版     | 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 8441 | はたらくおねいさん 5月号増刊          | 09672 - 05   | (株)宙出版     |                                     |
| 8442 | 君のペット                    | 47352 - 12   | (株)マガジマガジン |                                     |
| 8443 | 危険な愛体験Special 7月号        | 02971 - 07   | サニー出版(株)   |                                     |
| 8444 | マガジン・ウォー・ウルフ 7月号         | 08365 - 07   | (株)マガジマガジン |                                     |
| 8445 | 劇漫スペシャル 7/13号人妻新鮮組       | 13546 - 7/13 | (株)竹書房     |                                     |
| 8446 | ウォーB組 7月号                | 11803 - 07   | (株)マガジマガジン |                                     |
| 8447 | 本当にあった人妻の浮気話 7月号         | 18123 - 7    | ミリオン出版(株)  |                                     |
| 8448 | 月刊ドント 2006 4月号           | 06777 - 04   | (株)サン出版    |                                     |
| 8449 | コミックアムール 7月号             | 03801 - 07   | (株)サン出版    |                                     |
| 8450 | パソコンパラダイス 7月号            | 07483 - 07   | (株)メディアックス |                                     |
| 8451 | レディース・コミック微熱 7月号         | 09663 - 7    | セブン新社      |                                     |

|      |                   |            |         |
|------|-------------------|------------|---------|
| 8452 | レディースコミック・タブー 7月号 | 19673 - 07 | 三和出版(株) |
| 8453 | 別冊週漫スペシャル 8月号     | 17929 - 08 | (株) 芳文社 |
| 8454 | 嫁と姑デラックス 8月号      | 09003 - 8  | 黒田出版興文社 |

《参考》青少年保護条例第8条第2項第1号並びに第2号の規定（包括基準）に該当する有害図書類（図書）

| 番号 | 題 名          | 図書コード等 | 発 行 所 等 |
|----|--------------|--------|---------|
| 1  | ちっちモードVOL.02 | 不 明    | 不 明     |

（録画テープ等）

| 番号 | 題 名                        | 区 分   | 発 行 所 等  |
|----|----------------------------|-------|----------|
| 1  | 性犯罪 被害者 震える女               | D V D | ブラックリポート |
| 2  | 素人G A Lの美脚ライン              | D V D | 不 明      |
| 3  | 超A級AV女優及川奈央 白衣の天使になった奈央ちゃん | D V D | 不 明      |

#### 山形県告示第714号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成18年7月7日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地   | 事業所の名称及び所在地  |                | 障害福祉サービスの種類          | 変更年月日      |
|--------------------------------|--------------|----------------|----------------------|------------|
|                                | 変 更 前        | 変 更 後          |                      |            |
| 特定非営利活動法人あらた<br>酒田市船場町一丁目7番30号 | ケアステーション あらた | ヘルパーステーション あらた | 居宅介護<br>外出介護<br>行動援護 | 平成18. 4. 1 |

#### 山形県告示第715号

介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第18条第2項第1号に規定する適格講習は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第79号）による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第194条の規定により指定された講習会とする。

平成18年7月7日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県告示第716号

平成18年1月県告示第17号(漁業災害補償法に基づく加入区の設定)の一部を次のように改正する。

平成18年7月7日

山形県知事 齋 藤 弘

2 法第104条第2号に掲げる漁業の項の表吹浦加入区の項漁業の区分の欄第1項中「同じ。)」を「同じ。)及びさけ小型定置漁業」に改め、同表鶴岡市鼠ヶ関加入区の項漁業の区分の欄第1項中「及びさけ小型定置漁業」を「、さけ小型定置漁業及びばいかご漁業」に改める。

山形県告示第717号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営寒河江西部地区土地改良(地域水田農業支援緊急整備事業)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年7月7日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営寒河江西部地区土地改良(地域水田農業支援緊急整備事業)事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
寒河江市役所、大江町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成18年7月18日から同年8月16日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第718号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成18年7月7日から同月20日まで縦覧に供する。

平成18年7月7日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三瀬水沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員           | 延 長         |
|----------------------------------|------|-----------------|-------------|
| 鶴岡市水沢字山ノ腰138番1から<br>同 字行司免62番1まで | 旧    | 21.4メートル<br>7.6 | メートル<br>164 |
| 同 上                              | 新    | 21.4メートル<br>7.6 | 同 上         |
| 同 上                              |      | 22.8メートル<br>9.0 | メートル<br>200 |

山形県告示第719号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成18年7月7日から同月20日まで縦覧に供する。

平成18年7月7日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 三瀬水沢線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市水沢字山ノ腰138番1から  
同 字行司免62番1まで
- 3 供用開始の期日 平成18年7月7日



## 山形県告示第720号

水防法（昭和24年法律第193号）第11条第1項及び第14条第1項の規定により、洪水予報を行う河川及び当該河川に係る浸水想定区域を次のとおり指定する。

平成18年7月7日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 洪水予報を行う河川

| 水系名 | 河川名 | 区 間                                              |                                                           |
|-----|-----|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
|     |     | 上 流 端                                            | 下 流 端                                                     |
| 赤 川 | 大山川 | 左岸<br>鶴岡市坂野下字坂下26番地先から<br>右岸<br>鶴岡市東目字河倉109番地先から | 左岸<br>酒田市広岡新田字道東34番地先まで<br>右岸<br>東田川郡三川町大字成田新田字赤沼133番地先まで |

## 2 浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深

別紙のとおり（別紙は省略し、土木部河川砂防課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課において縦覧に供する。）

## 3 指定年月日

平成18年7月7日

## 山形県告示第721号

山形県証紙条例（昭和39年3月県条例第40号）第6条第1項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

平成18年7月7日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名称及び代表者氏名                              | 住 所           | 売りさばき所の所在地 | 指 定 年 月 日  |
|----------------------------------------|---------------|------------|------------|
| 山形県行政書士会米沢支部米沢地区車庫証明申請センター<br>所長 野川 正義 | 米沢市城北二丁目3番12号 | 同 左        | 平成18. 7. 1 |

## 山形県告示第722号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成18年7月7日

山形県知事 齋 藤 弘

| 氏 名     | 住 所                  | 売りさばき所の所在地    | 廃 止 年 月 日   |
|---------|----------------------|---------------|-------------|
| 神 野 久 吾 | 東置賜郡川西町大字尾長島2927番地の5 | 米沢市城北二丁目3番12号 | 平成18. 6. 30 |

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の2第2項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成17年度の経営状況について、次のとおり通知があった。

平成18年7月7日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 事業実績

|               |                     |
|---------------|---------------------|
| 加入都道府市区町村会員数  | 764                 |
| 加入戸数          | 831,881 戸           |
| 共済委託契約金額      | 6,813,714,315,000 円 |
| 火災共済掛金        | 1,129,150,667 円     |
| 被災戸数          | 315 戸               |
| 火災共済給付金       | 229,748,588 円       |
| 特定給付金         | 15,092,093 円        |
| 復興建築助成戸数      | 164 戸               |
| 復興建築助成金       | 47,446,262 円        |
| 住宅防火施設整備補助会員数 | 61                  |
| 住宅防火施設整備補助金   | 29,026,500 円        |
| 住宅災害見舞戸数      | 2,324 戸             |
| 住宅災害見舞金       | 34,501,000 円        |

### 2 収支計算

#### (1) 収入

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 火災共済掛金収入  | 1,129,150,667 円 |
| 建物管理の部収入  | 44,053,468 円    |
| その他の収入    | 393,085,077 円   |
| 当期収入合計(A) | 1,566,289,212 円 |
| 前期繰越収支差額  | 68,186,931 円    |
| 収入合計(B)   | 1,634,476,143 円 |

#### (2) 支出

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 事業費             | 431,324,290 円   |
| 管理費             | 232,538,975 円   |
| 建物管理費           | 20,625,765 円    |
| 特定預金等支出         | 896,188,789 円   |
| 当期支出合計(C)       | 1,580,677,819 円 |
| 当期収支差額(A)-(C)   | 14,388,607 円    |
| 次期繰越収支差額(B)-(C) | 53,798,324 円    |

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成18年11月7日まで縦覧に供する。

平成18年7月7日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

嶋ファッションモール店  
山形市嶋土地区画整理事業24街区

### 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号  
代表取締役 野中 正人

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号  
代表取締役 野中 正人  
株式会社アペイル 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号  
代表取締役 島村 治伸
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成19年2月24日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
4,398平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 254台
  - (2) 駐輪場の収容台数 30台
  - (3) 荷さばき施設の面積 279.6平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 135立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前10時から午後8時まで
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時45分から午後8時15分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 4か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 終日
- 8 届出年月日  
平成18年6月23日
- 9 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成18年11月7日までに知事に提出することができる。
  - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
  - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (3) 意見

平成19年度山形県立農業高等学校の入校者を次のとおり募集する。

平成18年7月7日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 募集人員  
50名
- 2 応募資格  
学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく高等学校を卒業した者(平成19年3月に卒業見込みの者を含む。)  
又はこれと同等の学力を有すると知事が認めた者
- 3 応募手続  
入学志願書を次の期間内に新庄市大字角沢1366番地 山形県立農業高等学校に提出すること(郵送による提出の場合は、当該期間の末日までの通信日付印があるものに限り有効とする。)
  - (1) 推薦入校 平成18年10月13日(金)から同月27日(金)まで
  - (2) 一般入校(前期) 平成18年11月20日(月)から同年12月4日(月)まで  
(後期) 平成19年1月30日(火)から同年2月13日(火)まで
- 4 選考試験
  - (1) 推薦入校  
イ 期 日 平成18年11月10日(金)  
ロ 場 所 山形県立農業高等学校

ハ 試験科目 小論文及び面接

(2) 一般入校

イ 期 日 前期：平成18年12月15日(金)  
後期：平成19年2月27日(火)

ロ 場 所 山形県立農業大学校

ハ 試験科目 数学、生物、農業科学基礎及び環境科学基礎の4科目の中から選択した1科目、国語総合、小論文並びに面接

5 その他

詳細については、平成19年度山形県立農業大学校学生募集要項に定めるところによるほか、山形県立農業大学校(電話0233(22)1527) 農林水産部農政企画課(電話023(630)2414)又は最寄りの総合支庁産業経済部農業技術普及課に問い合わせること。

## そ の 他

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定による山形県知事の委任に係る平成18年度行政書士試験を次のとおり実施する。

平成18年7月7日

財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 池ノ内 祐 司

1 試験の日時

平成18年11月12日(日)午後1時から午後4時まで

2 試験の場所

山形市小白川町一丁目4番12号山形大学 小白川キャンパス

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

| 試 験 科 目                   | 内 容 等                                                                                                                     |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数46題)  | 憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成18年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。 |
| 行政書士の業務に関連する一般知識等(出題数14題) | 政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解                                                                                                 |

(2) 試験の方法

イ 試験は、筆記試験によって行う。

ロ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

イ 受付期間 平成18年8月7日(月)から同年9月8日(金)まで(平成18年9月8日(金)までの消印があるものに限り受け付ける。)

ロ 受付場所 財団法人行政書士試験研究センター(受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送すること(あて先は印刷されている。))

ハ 提出書類 受験願書一式

ニ 受験手数料 7,000円(納付方法については、試験案内を参照すること。)

ホ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

(イ) 郵送配布

平成18年8月7日(月)から同月31日(木)までに、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角2号：A4サイズ用紙が折らずに入る大きさ)を同封の上、封筒の表に「行政書士試験願書請

求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求すること(平成18年8月31日(木)必着のこと。)  
あて先 〒100-8779 東京中央郵便局留 財団法人行政書士試験研究センター

## (D) 窓口配布

| 配布場所                 | 所在地                        | 配布期間                                                      |
|----------------------|----------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 山形県総務部市町村課           | 山形市松波二丁目8番1号               | 平成18年8月7日(月)から同年9月8日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)午前8時30分から午後5時15分まで |
| 山形県村山総合支庁総務企画部企画振興課  | 山形市鉄砲町二丁目19番68号            |                                                           |
| 山形県村山総合支庁総務企画部西村山総務課 | 寒河江市大字西根字石川西355番地          |                                                           |
| 山形県村山総合支庁総務企画部北村山総務課 | 村山市楯岡笛田四丁目5番1号             |                                                           |
| 山形県最上総合支庁総務企画部企画振興課  | 新庄市金沢字大道上2034番地            |                                                           |
| 山形県置賜総合支庁総務企画部企画振興課  | 米沢市金池七丁目1番50号              |                                                           |
| 山形県置賜総合支庁総務企画部西置賜総務課 | 長井市高野町二丁目3番1号              |                                                           |
| 山形県庄内総合支庁総務企画部企画振興課  | 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号        |                                                           |
| 山形県行政書士会             | 山形市荒楯町一丁目7番8号<br>山形県行政書士会館 | 平成18年8月7日(月)から同年9月8日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)午前8時30分から午後5時まで    |

## (2) インターネットによる受験申込み

## イ 受験申込み画面への入力

財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

## ロ 受験手数料

7,000円(財団法人行政書士試験研究センターが指定したクレジットカード(申込者本人名義のもの)により決済すること。)

## ハ 受付期間

平成18年8月7日(月)から同年9月8日(金)午後5時まで。なお、この出願システムは、同日午後5時で終了し、接続中(入力中)であっても申込みができなくなるので注意すること。

## (3) 連絡先(問い合わせ先)

財団法人行政書士試験研究センター(電話番号 03-5251-5600)

## 5 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある方は、障害の状況により必要な措置を講ずることがあるので、受験申込みに先立って必ず4の(3)の連絡先へ相談すること。

## 6 合格発表の日時及び方法

(1) 日 時 平成19年1月29日(月)午前9時

(2) 方法 財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示する。なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。また、財団法人試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)に合格者の受験番号を登載する。

平成18年7月7日印刷  
平成18年7月7日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056